

## Client Alert

15 July 2025

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



高瀬 健作  
パートナー  
03 6271 9752  
[Kensaku.Takase@bakermckenzie.com](mailto:Kensaku.Takase@bakermckenzie.com)



達野 大輔  
パートナー  
03 6271 9479  
[Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com](mailto:Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com)



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)

## 米国：米国判例 – 著作物の生成 AI 向け機械学習がフェアユースに該当しうると判断

2025 年 6 月 23 日、カリフォルニア連邦地裁は、米国の作家 3 名が自身の書籍を生成 AI の学習に無断で使用したとして米国の AI 企業を提訴した事案において、購入した書籍を無断で生成 AI の学習に使用することは米国著作権法第 107 条のフェアユースにあたり、著作権侵害にあたらないとする判決を下した。

米国において、著作物の大規模言語モデルの機械学習目的の利用がフェアユースとして認められるかという重要論点について、大規模言語モデルが生成 AI に利用されることを踏まえて判断をした判決であり、今後、この判決を踏まえて米国においてどのように議論が進展するかが注目される。

### 事案の概要

原告らはノンフィクションや小説の分野で著名な作家であり、被告は原告らの書籍を、生成 AI に用いる大規模言語モデルを作成するための機械学習のために、原告らに無断で使用していた。判決がフェアユースとなるかを判断した被告の行為は以下の 3 点である。

- 無断で原告らの書籍を自社生成 AI の学習に使用した行為
- 数百万冊の紙の書籍を購入の上で、裁断・スキャンして PDF 化した行為
- 海賊版サイトから、著作権者の許可なく原告らの著作を含む合計 700 万冊以上の書籍をダウンロードし保存した行為

裁判所は、(a)及び(b)の行為はフェアユースに該当すると判断した。

### 裁判所の判断

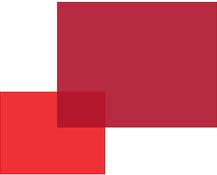
#### 1. 判断の枠組み

本件で裁判所は、米国著作権法第 107 条に従い、フェアユースに該当するかの判断要素として、下記 4 つの要素を挙げて判断した。

- 使用の目的及び性格
- 著作物の性質
- 使用された部分の量及び重要性
- 使用が著作物の潜在的な市場又は価値に与える影響

#### 2. 各行為へのあてはめ

判決は、問題とされた行為それぞれについて上記の各要素を判断し、著作者に無断で著作物を生成 AI の学習に使用した行為及び購入した紙の書籍を PDF 化した行為についてはフェアユースを認める一方で、海賊版サイトから書籍



岡田 次弘  
パートナー  
03 6271 9541  
[Tsugihiko.Okada@bakermckenzie.com](mailto:Tsugihiko.Okada@bakermckenzie.com)

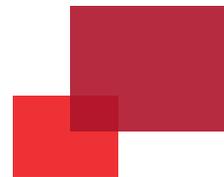


露木 潤子  
アソシエイト  
03 6271 9456  
[Junko.Tsuyuki@bakermckenzie.com](mailto:Junko.Tsuyuki@bakermckenzie.com)

データをダウンロードし保存した行為についてはフェアユースの成立を否定した。

各要素についての判決の主要なポイントをまとめると以下のとおりである。特に、使用の目的及び性格の判断に当たっては、被告による使用が、フェアユースを肯定する要素である「トランスフォーマティブ」（新たな意味を付加するような、変容的なものであること）な使用かどうかについて検討している。

	著作者に無断で著作物を生成 AI の学習に使用した行為	購入した紙の書籍を PDF 化した行為	海賊版サイトから書籍データをダウンロードし保存した行為
<b>使用の目的及び性格</b>	著作権者でもその著作物を他の自然人に学習させないようにすることはできない。原告らは、自然人による読み書きと同様に機械学習も禁止できるべきであると主張するが、本を入手した自然人が、それを読み新たなものを生み出す行為は著作権侵害に当たらず、むしろ何世紀にもわたり人は本を読み返し学習してきたのであり、機械学習は人による学習と同様だからフェアユースではないとする原告らの主張は失当である。新たな文を作成するための大規模言語モデルのための機械学習はトランスフォーマティブである（肯定的要素）。	被告は PDF 化後に紙の書籍をすべて廃棄している。PDF を外部に提供したことを示す証拠もない。保存スペースの節約や検索性の向上という新たな目的を持っているトランスフォーマティブな行為である（肯定的要素）。	大量の本を集めて保存することを目的とした書籍のダウンロードは、トランスフォーマティブな行為ではない。被告は機械学習の目的に使わないこととしたデータも保持し続けていた（否定的要素）。
<b>著作物の性質</b>	原告らの著作物は全て出版済みであり、フィクション・ノンフィクションを問わず創作性の高い表現を含むため、著作権保護の中核にある（否定的要素）。		
<b>使用された部分の量及び重要性</b>	著作物の全文をコピーして使用したが、生成 AI の学習という目的を達するためには、大	著作物の全文をコピーすることこそが、保存スペースの節約や検索性の向上のために必要	被告では、機械学習に使わないと決定したデータも廃棄しておらず、機械学習以外の目的



	著作者に無断で著作物を生成 AI の学習に使用した行為	購入した紙の書籍を PDF 化した行為	海賊版サイトから書籍データをダウンロードし保存した行為
	量のテキストデータが合理的に必要なものである（肯定的要素）。	であり、紙の書籍は廃棄されている（肯定的要素）。	での利用も疑われる（否定的要素）。
使用が著作物の潜在的な市場又は価値に与える影響	言語モデルの機械学習のための複製が、原告らの作品の需要を奪うわけではない。生成 AI を用いて原告らの作品と競合する作品が制作される可能性はあるが、それは学生に書き方を教授することで競合が生まれると主張することに等しく、著作権法は著作者をその様な競争から保護するものではない（肯定的要素）。	被告によるデジタル版の頒布の事実がなく、原告らの販売機会が失われたともいえない（肯定的要素）。	海賊版を使用することは、正規市場の需要を直接的に奪うものであり著作者の利益を侵害し、市場にも影響を与えるものである（否定的要素）。

## 事業者への影響

本判決は連邦地裁における判断であり、上訴の可能性や他の裁判所によりこれと異なる判断が下される可能性もあるものの、機械学習についてフェアユース該当性を肯定したこの判決は、機械学習を行う事業者の事業遂行を後押しするものといえる。

但し、この判決の射程については特に慎重に検討する必要がある。例えば、この判決の事案は、被告が提供する生成 AI が生成するアウトプットが原告らの著作権を侵害しない事案についての判断である。したがって、アウトプットが他人の著作権を侵害する可能性が否定できないような生成 AI のための大規模言語モデルの機械学習については、この判決で触れられていない点も踏まえてリスク判断を行うべきである。

また、生成 AI ではない AI のための機械学習の事案でフェアユースの成立を否定した判決を引用してなされた原告による主張に対し、判決は事案を異にする旨を述べており、この点も判決の射程を検討するにあたっては留意を要する。

米国では機械学習とフェアユースに関する多数の裁判が係属しているといわれており、明確な判断基準が示されるかどうか、引き続き議論の進展に注視が必要である。一方で、スピーディーな事業展開という観点からは、裁判例の動向を随時分析しつつ、事業上のリスク判断を行うことが重要である。